

江戸川区教育委員会
委員長 松原 秀成様

平成 25 年 10 月 29 日

教育委員会資料を傍聴者へ配布実施の陳情

陳情者

常任委員会においては、傍聴者へ会議資料の閲覧が配慮されておりますが、教育委員会においては規則に無いということで資料閲覧が許されておられません。

傍聴者は手元に会議資料がないため、会議の内容が把握しづらい状態です。

東京都教育委員会に確認致しましたところ、東京都教育委員会では傍聴者に会議資料を配布し、その回収もされていないとのことでした。

江戸川区において、もし傍聴者へ資料を閲覧するよう規則を改正しても、法律上問題が無いのではと思います。

是非とも開かれた教育委員会となりますよう、必要に応じ、傍聴者に会議開催前に議題及び会議資料配布について、規則に追記いただけますようお願いいたします。